## 「令和6年8月26日大雨被害」に伴う被災者支援制度(抜粋)

鹿沼市危機管理課作成(電話63-2158)

この度の大雨によりまして被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆様が少しでも早く生活再建できるように、鹿沼市では様々な支援制度を設けており、主な支援制度をお知らせします。

令和6年9月6日現在

		令和6年9月6日現在
制度の名称	制度の内容等	問い合わせ先
り災証明書の	【対象】被害を受けた住家※1の所有者又は居住者	税務課(本庁2階)
発行	【内容】損害のあった住家について、り災証明書を発行します。	63-2112
	○次のものをご持参ください。	
	・ 被災状況の分かる写真(自己判定方式※2の場合、必須)	
	・ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)	
	※1 「住家」とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常	
	的に使用していること) のために使用している建物のことをい	
	います。	
	※2 自己判定方式の場合、実地調査を省略し、持参いただい	
	た写真で被害判定を行います。この場合、被害の状況が確認	
	されたときは、「準半壊に至らない(一部損壊)」の被害判定	
	になります。なお、住家の床下浸水の場合、原則、自己判定方	
	式によりり災証明書を交付します。	
	○申請期間は、災害発生日から原則6か月以内です。	
被災証明書の	【対象】住家以外に被害を受けた所有者	納稅課(本庁2階)
発行	【内容】り災証明書の発行ができない次のもの等について、被	63-2116
	災した事実を証明する被災証明書を発行します。	
	・ 納屋、工場等の住家以外の建物、塀、カーポート、敷地内への	
	土砂流入、浸水による機器の破損等)	
	O次のものをご持参ください。	
	・ 被災状況の分かる写真(車両の場合は、ナンバープレートの	
	確認ができるもの)	
	・ 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)	
	〇申請期間は、災害発生日から原則6か月以内です。	
災害見舞金	【対象】災害により住家に重大な被害を受けた方	厚生課(本庁1階)
	(全壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水等)	63-2257
	【内容】被害状況に応じて1世帯当たり1万円から30万円まで	
	の見舞金を支給します。	
	※ り災証明書を発行された方は、市から手続きをお知らせし	
	ます。	
 浸水家屋の	【対象】浸水被害を受けた世帯の方	健康課(本庁2階)
消毒	【内容】浸水被害を受けた住居等の消毒を支援します。	63-8311
	1	•

制度の名称	制度の内容等	問い合わせ先
被災住宅復旧	【対象】住宅が被害を受け、住宅の復旧工事を行った方	建築課(本庁4階)
支援事業補助	【内容】住宅の復旧工事の補助事業に要する経費の3分のI	63-2217
金	以内で交付します。	
	※ 住宅の被害区分に応じた限度額あり。	
	床下浸水(上限2万円)、床上浸水(上限10万円)等	
	※ 申請には、り災証明書が必要です。	
ボランティア	【対象】被災された方又は災害ごみを片付ける方	環境課(環境クリー
袋の無償配布	【内容】災害ごみのうち燃やすごみをごみステーションに出す場	ンセンター2階)
	合に使用するボランティア袋を無償配布します。	65-1064
	※ 各コミュニティセンターでも配布しています。	
特定家電リサ	【対象】被災された方	資源循環課(環境ク
イクル料金の	【内容】 災害ごみである特定家電 (テレビ、エアコン、冷蔵(凍)	リーンセンター2階)
市費負担	庫、洗濯機・衣類乾燥機)のリサイクル料金を市で負担します。	64-3241
	※ り災・被災証明書の提示が必要です。	
災害ごみの受	【対象】被災された世帯の方	資源循環課(環境ク
入れ及び回収	【内容】	リーンセンター2階)
	○災害により発生したごみ(災害ごみ)を、無料で環境クリーン	64-3241
	センターで受け入れます。	
	平日8:30~11:50、13:00~16:20	
	○臨時集積所に集められた災害ごみを市で回収します。地域内	
	の臨時集積所は、回覧でお知らせします。	
	○災害ごみを出す場合は、可能な限り、燃やすごみ、燃やさない	
	ごみ、粗大ごみ、特定家電、処理困難物に分別してください。	
	○敷地内に流れてきた草等も引き取ります。	
	○燃やすごみは、中身が見える袋等に入れてください。	
	※ 住宅や物置の床・柱・壁等の建築材料は引き取れません。	
	※ り災・被災証明書の提示が必要です。(受入れの場合)	
宅地内土砂	【対象】水害等で宅地内に土砂が堆積した世帯の方	都市計画課(本庁4
回収	【内容】宅地内の土砂(ごみは取り除く)は土のう袋に入れる	階) 63-2209
	か、入りきらない場合等は、敷地内に山積み(仮置き)し、連	
	絡してください。土のう袋は、市で支給します。	
農地の復旧	【対象】農地や農業施設を復旧した農業団体	農政課(本庁5階)
支援	【内容】作業に応じた補助金を交付します。	63-2193
	○堆積土砂等撤去 65/100 ○施設の補修 80/100	
	※多面的機能支払交付金の活動団体においては、交付金の	
	範囲内で復旧できるので、積極的に交付金を活用ください。	
市民生活相談	○日常生活及び災害に関する困りごと、心配事相談窓口を開設	生活課(本庁2階)
	します。	63-2122

<sup>※</sup>支援制度の概要は、鹿沼市ホームページ (http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0220/info-000009840-1.html) でも確認することができます。

<sup>※</sup>問い合わせ先の電話番号は、市外局番(0289)を省略しています。